

教育委員会定例会審議結果

1	担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2	件名	令和4年1月教育委員会定例会
3	概要	<p>1 開催日時 令和4年1月25日（火曜日）午後1時30分～午後1時56分</p> <p>2 開催場所 守谷市役所 2階 全員協議会室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数6名） 教育部長 宇田野 信彦 教育部次長兼学校教育課長 小林 伸稔 生涯学習課長 福島 晶子 教育指導課長 古橋 雅文 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 石川 みどり 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第1号 守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則の制定について（可決） 【協議事項】 (1) 協議第1号 守谷市図書館協議会委員の選出について</p>
4	今後の状況	次回は，令和4年2月25日（金曜日）午後1時30分から開催予定

令和4年1月教育委員会定例会
会議資料

日 時 令和4年1月25日 (火)

午後1時30分から

場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

令和4年1月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和4年1月25日(火)
午後1時30分から
場 所 守谷市役所議会棟2階 全員協議会室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 1 号 守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則の制定について

4 協議事項

協議第 1 号 守谷市図書館協議会委員の選出について

5 報告事項

なし

6 その他

議案第1号

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則の制定について

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和4年1月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年1月25日 原案 決

理由

本案は、守谷市立学校教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の整備を図るため、安全衛生に関し必要な事項を定めた規則を制定するものです。

議案	頁数
1号	1

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則をここに公布する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長

守谷市教育委員会規則第 号

守谷市立学校教職員労働安全衛生管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他関係法令の規定に基づき、学校における教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成の促進に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 学校 守谷市立小学校、中学校をいう。

(2) 教職員 学校に常時勤務する者をいう。

(教育委員会及び学校長の責務)

第3条 教育委員会及び学校長は、教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

(教職員の責務)

第4条 教職員は、教育委員会及び学校長が実施する教職員の安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

2 職員は、教育委員会及び学校長、その他職員の安全及び衛生の管理に携わる者による安全及び衛生に関する指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

(衛生管理者の設置)

第5条 法第12条第1項の規定により、教職員が常時50人以上の学校（以下「該当校」という。）に衛生管理者を置く。

2 教育委員会は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第7条第1項及び第10条の規定により、衛生管理者を選任する。

(衛生管理者の職務)

第6条 衛生管理者は、法第12条第1項の規定により、その所属する学校において、次に掲げる業務のうち衛生に係る技術的事項を管理する。

(1) 教職員の危険又は健康障がいを防止するための措置に関すること。

(2) 教職員の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。

(3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。

(4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、教育委員会が認めるもの。

2 衛生管理者は、毎週1回以上職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態

議案	頁数
1号	2

に有害のおそれがあるときは、直ちに教職員の健康障がい防止のための必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理者の権限)

第7条 衛生管理者は、前条第1項に規定する業務を行うため必要な措置を講じることができる。

(衛生管理者の任期)

第8条 衛生管理者の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該衛生管理者が次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中においてもその選任を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合

(2) 衛生管理者の職に必要な適格性を欠く場合

(3) 人事異動により異動した場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

3 衛生管理者が任期の途中で交代した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(衛生推進者の設置)

第9条 法第12条の2の規定により、学校(該当校を除く。以下この条において同じ。)に衛生推進者を置く。

2 教育委員会は、省令第12条の3の規定により、学校の保健体育教諭、又は養護教諭を衛生推進者に選任する。

(衛生推進者の職務)

第10条 衛生推進者は、法第12条の2の規定により、その所属する学校において、第7条第1項各号に掲げる業務のうち、衛生に係る業務を担当する。

(衛生推進者の任期)

第11条 第9条の規定は、衛生推進者の任期について準用する。この場合において、同条中「衛生管理者」とあるのは、「衛生推進者」と読み替えるものとする。

(産業医の設置)

第12条 法第13条第1項の規定により、該当校に産業医を置く。

2 教育委員会は、省令第13条第1項及び第14条第2項の規定により産業医を選任する。

(産業医の職務)

第13条 産業医は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とする職務を行う。

(1) 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。

(2) 法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

(3) 法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく教職員の健康を保持するための措置に関すること。

議案	頁数
1号	3

- (4) 職場環境の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の健康管理に関すること。
- (6) 健康教育、健康相談その他教職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- (7) 衛生教育に関すること。
- (8) 教職員の健康障がいの原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。

2 産業医は、省令第15条の規定により、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、教職員の健康障がいを防止するため必要な措置を講じなければならない。

(産業医の権限)

第14条 産業医は、省令第14条第3項の規定により、前条第1項に規定する職務について、教育委員会に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、もしくは助言することができる。

2 産業医は、前条第1項に規定する職務を行うため、必要な措置を講ずることができる。

(産業医の任期等)

第15条 産業医の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、任期中においてもその選任を解くことができる。

- (1) 自己の都合により辞職を申し出た場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられない場合
- (3) 産業医の職に必要な適格性を欠く場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要に認める場合

2 産業医が任期の途中で交代した場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

3 教育委員会は、産業医が辞職したとき又は産業医を解任したときは、その旨及びその理由を遅滞なく第17条の守谷市教育委員会学校安全衛生推進会議及び第23条の衛生委員会に報告しなければならない。

(産業医の身分)

第16条 産業医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員とする。

(推進会議の設置)

第17条 教職員の安全衛生に関する事項を検討するため、守谷市教育委員会学校安全衛生推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(推進会議の検討事項)

第18条 推進会議は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 教職員の危険及び健康障がいを防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止に関すること。
- (4) 第23条の衛生委員会及び第30条の校内衛生推進会議の活動に関する

議案	頁数
1号	4

こと。

- (5) 前各号に掲げるもののほか、安全衛生上必要と認められる事項
(推進会議の組織)

第19条 推進会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育部長
 - (2) 教育部参事
 - (3) 学校教育課長
 - (4) 教育指導課長
 - (5) 産業医のうち、教育委員会が指名する者 1人
 - (6) 衛生管理者のうち、教育委員会が指名する者 1人
 - (7) 守谷市立小学校の校長のうち、教育委員会が指名する者 1人
 - (8) 守谷市立中学校の校長のうち、教育委員会が指名する者 1人
 - (9) その他教育委員会が指名する者 1人
- (推進会議の会長)

第20条 推進会議に会長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 会長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代理する。

(推進会議の開催)

第21条 推進会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(推進会議の庶務)

第22条 推進会議の庶務は、学校教育課にて行う。

(衛生委員会の設置)

第23条 法第18条第1項の規定により、教職員の衛生に関する事項を調査審議するため、当該校に衛生委員会を置く。

(衛生委員会の調査審議事項)

第24条 衛生委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、教育委員会に意見を述べるものとする。

- (1) 教職員の健康障がいを防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に関すること。

(衛生委員会の組織)

第25条 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学校長
 - (2) 衛生管理者
 - (3) 産業医のうち、教育委員会が指名する者
 - (4) 衛生に関し経験を有する該当校の教職員のうち、学校長が指名する者
- (衛生委員会の委員長)

第26条 衛生委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長に事故があるときは、前条第2号の委員がその職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

議案	頁数
1号	5

第27条 衛生委員会は、委員長が招集する。

2 衛生委員会はその運営について必要な事項は、委員長が衛生委員会に諮って定める。

(衛生委員会の結果報告)

第28条 委員長は、調査審議事項のうち重要な事項については、教育委員会にその結果を報告しなければならない。

(衛生委員会の庶務)

第29条 衛生委員会の庶務は、該当校において行う。

(校内衛生推進会議の設置)

第30条 教職員の衛生に関する事項を調査審議するため、学校(該当校除く)に校内衛生推進会議を置く。

2 校内衛生推進会議は、第25条各号に掲げる事項について、調査し審議する。

3 校内衛生推進会議は、校長、衛生推進者及び衛生に関し経験を有する教職員のうち、校長が指名する者をもって組織する。

(秘密の保持)

第31条 教職員の安全衛生の職務に携わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第32条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案	頁数
1号	6

市内各小中学校における労働安全衛生管理体制の整備について

－教職員が教育活動に専念できる適切な職場環境に向けて－

1 趣旨

社会は情報化やグローバル化，都市化の進行，家族形態の変容等により急速に変化し，家庭や地域からの学校への期待や学校が抱える課題も複雑化・多様化しております。そのような中，教職員は仕事や職場生活の悩みやストレスを抱え，体調不良を訴える職員が増えているほか，定期的な健康診断の結果，生活習慣に関わる所見者も増加傾向にあります。

そこで，令和4年度以降，教職員の皆さんが意欲と使命感を持って教育活動に専念できるよう，教職員の健康保持・増進と職場環境を整備する労働安全衛生体制を構築します。

2 根拠法令

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)，
学校保健安全法(昭和33年法律第56号)

3 労働安全衛生管理体制

(1)教職員50名以上の学校(令和4年度は，守谷小学校，黒内小学校が該当)

区 分	役割等
衛生管理者 ① (労安法第12条)	衛生に係る技術的事項を管理する方 ①週1回学校を巡回し，空調設備等の施設，設備，温度，採光等の環境衛生，教職員の勤務実態等を点検し，所要の措置を講じ，月1回の衛生委員会で報告する。 ②健康診断等の結果を踏まえ，心身にわたる健康指導を実施する。
産業医 ② (労安法第13条)	教職員の健康管理等を行う 健康診断等を通じて，教職員の健康管理を行うとともに，月1回学校を巡回し，教職員の勤務実態，学校の衛生状態等の点検を行い，問題があるときは所要の措置を講じる。
衛生委員会 *構成 学校長+①+②+③ (労安法第18条)	衛生に関する重要事項について調査審議する機関 ①教職員の健康障がい防止，健康増進のための対策 ②長時間にわたる労働による教職員の健康障がいの防止対策 ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策など

①＝衛生管理者免許取得者，保健体育教諭，養護教諭から選任

②＝取手医師会に産業医資格を有する学校医の推薦を依頼

③＝衛生に関し経験を有する教職員のうち，校長が指名する者

(2)教職員49名以下の学校

区 分	役割等
衛生推進者 ① (労安法第12条の2)	衛生に係る業務を担当する方 学校を巡回し，空調設備等の施設，設備，温度，採光等の環境衛生，教職員の勤務実態等を点検し，所要の措置を講じる。
衛生推進会議 *構成 学校長+①+②	衛生に関する重要事項について調査審議する機関 ①教職員の健康障がい防止，健康増進のための対策 ②長時間にわたる労働による教職員の健康障がいの防止対策 ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策など

①＝衛生管理者免許取得者，保健体育教諭，養護教諭から選任

②＝衛生に関し経験を有する教職員のうち，校長が指名する者

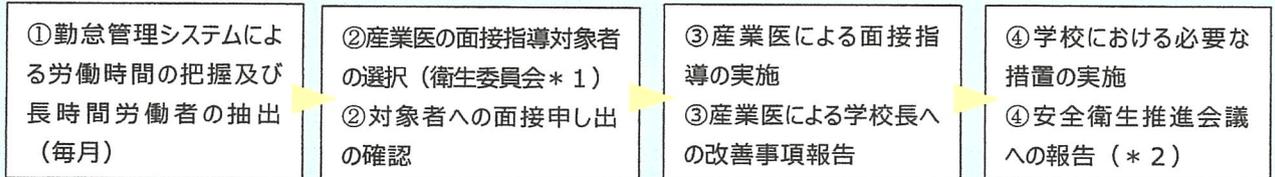
(3) 守谷市教育委員会学校安全衛生推進会議

区分	役割等
推進会議の委員 ＊構成 教育部長，参事，学校教育課長，教育指導課長，産業医，衛生管理者ほか	各学校の安全衛生に関する対策を推進する機関 ①教職員の健康障がい防止，健康増進のための対策 ②長時間にわたる労働による教職員の健康障がいの防止対策 ③教職員の精神的健康の保持増進を図るための対策 ④衛生委員会及び校内衛生推進会議の活動に関すること ⑤その他，安全衛生上必要と認められる事項

学校における面接指導体制の整備

(1) 長時間労働による健康障がいの防止（労安法 66 条の 8 の 2）

長時間の残業など，過重な労働が続くと，脳及び心臓疾患を発症するリスクが高まることが医学的に知られている。そのため，1月の時間外在校時間が80時間を超える疲労の蓄積が認められる教職員に対し，本人の申し出により面接を実施する。

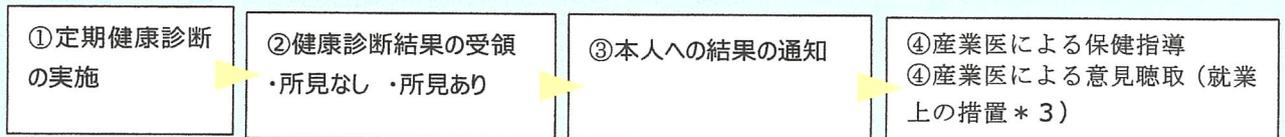


* 1 50 人以下の学校については，学校教育課から学校長へ報告

* 2 長時間労働者数と面接指導実績などの報告

(2) 生活習慣病等を防止するための対策（労安法 66 条の 7）

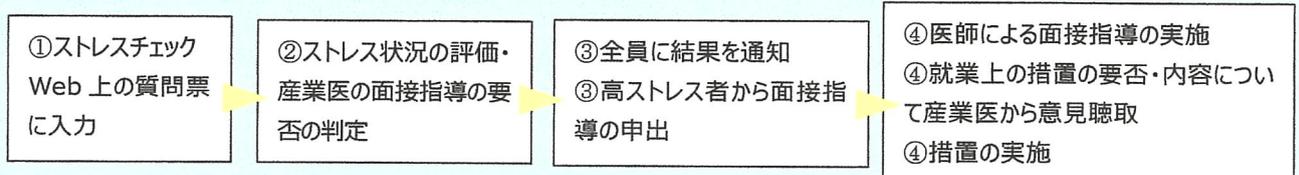
健康診断の結果，異常の所見があるなど，健康保持のための措置が必要な教職員を対象に，産業医による保健指導を実施する。（就業上の措置含む）



* 3 就業上の措置とは，休業又は勤務制限（時間外勤務の禁止，業務の転換など）

(3) こころの病気を未然に防ぐための対策（労安法 66 条の 10）

教職員の心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）の結果，高ストレスであり医師による面接指導が必要と判断された本人からの申し出により面接を実施する。



* ストレスチェックは，教育委員会が主導で実施。高ストレス者から面談の申し出を受け，産業医と日程を調整し面談を実施する。

令和4年度守谷市労働安全衛生管理体制

守谷市教育委員会学校安全推進会議

守谷小学校(衛生委員会)
 ・衛生管理者
 ・産業医
 ・学校長

黒内小学校(衛生委員会)
 ・衛生管理者
 ・産業医
 ・学校長

その他の学校(衛生推進会議)
 ・衛生推進者
 ・学校長
 ・衛生経験者

令和●年度 ●●学校衛生管理活動計画

●安全衛生の方針 衛生委員会の活動を活性化させ、快適な職場環境の充実を目指す。		
●安全衛生の目的 ①衛生委員会を定例化する。 ②衛生委員会の審議内容について職員への周知を図る。 ③定期的に職場安全点検を実施する。		
健康保持増進のための活動・審議報告事項		
月	50人以上の学校	49人以下の学校
4	●衛生委員会 ・職場巡視（4月～7月） ・前年度職員の勤務実績（時間外勤務） ・前年度公務災害の発生状況とその対策 ・長時間労働者への面接指導の周知 ●衛生管理者の選任（市教報告含む）	●衛生推進会議 ・職場巡視（4月～7月） ・前年度職員の勤務実績（時間外勤務） ・前年度公務災害の発生状況とその対策 ・長時間労働者への面接指導の周知 ●衛生推進者、衛生推進者の選任（市教報告含む）
5	●衛生委員会 ・長時間労働者への面談（毎月1回） ●年間計画策定（市教へ報告）	●衛生推進会議 ・長時間労働者への面談（毎月1回） ●年間計画策定（市教へ報告）
6	●衛生委員会	●衛生推進会議
7	●衛生委員会 ・全国安全週間の実施 ★ストレス調査実施（市教）	●衛生推進会議 ・全国安全週間の実施 ★ストレス調査実施（市教）
8	●衛生委員会 ・職場巡視結果と改善策（市教報告含む） ・高ストレス者への医師面談の周知 ★定期健康診断	●衛生推進会議 ・職場巡視結果と改善策（市教報告含む） ・高ストレス者への医師面談の周知 ★定期健康診断
9	●衛生委員会 ・定期健康診断実施状況のまとめ ・健康診断未受診者への受診促進	●衛生推進会議 ・定期健康診断実施状況のまとめ ・健康診断未受診者への受診促進
10	●衛生委員会 ・ストレス調査結果 ・定期健康診断等要精密検査対象者に対する受診指導	●衛生推進会議 ・ストレス調査結果 ・定期健康診断等要精密検査対象者に対する受診指導
11	●衛生委員会 ・インフルエンザ予防対策について	●衛生推進会議 ・インフルエンザ予防対策について
12	●衛生委員会 ・定期健康診断事後指導の実施 ●教室、職員室の年末整理、整頓の実施	●衛生推進会議 ・定期健康診断事後指導の実施 ●教室、職員室の年末整理、整頓の実施
1	●衛生委員会 ・定期健康診断等要精密検査対象者に対する受診指導	●衛生推進会議 ・定期健康診断等要精密検査対象者に対する受診指導
2	●衛生委員会 ・本年度の公務災害発生状況	●衛生推進会議 ・本年度の公務災害発生状況
3	●衛生委員会 ・今年度の活動報告（市教報告含む） ・次年度の実施計画 ●年度末職場環境の整備（整理、整頓、廃棄、清掃）の実施	●衛生推進会議 ・今年度の活動報告（市教報告含む） ・次年度の実施計画 ●年度末職場環境の整備（整理、整頓、廃棄、清掃）の実施

※上記作成例は、あくまでも事例です。各学校の実情に応じて項目を盛り込んでください。

協議第1号

守谷市図書館協議会委員の選出について

守谷市図書館協議会設置条例(平成7年条例第2号)第3条の規定に基づき図書館協議会委員を委嘱するに当たり、下記の所属から委嘱したいので協議を求める。

	守谷市図書館協議会設置条例第3条選出区分	所 属
1	学校教育関係者	学校長会代表
2	社会教育関係者	P T A連絡協議会
3		図書館ボランティア
4		図書館ボランティア
5		図書館ボランティア
6		社会教育委員の会議
7	家庭教育の向上に資する活動を行う者	社会教育指導員
8	学識経験のある者	専門的知識を有する者
9		専門的知識を有する者
10	公募に応じた者	公募

委嘱期間 令和4年6月1日から令和7年5月31日まで

令和4年1月25日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香

協議理由

本案は、令和4年5月31日をもって、守谷市図書館協議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

委員のうち公募による委員については、守谷市審議会等委員公募規則（平成14年規則第17号）に基づき選出するものですが、その他の委員の所属について協議を求めるものです。

守 谷 市 図 書 館 協 議 会

任期：令和4年5月31日まで

	守谷市図書館協議会設置条例第3条選出区分	氏 名	任命日	備 考
1	学校教育関係者	野口 和彦	R3. 6. 1	学校長会
2	社会教育関係者	内海 誠	R3. 6. 1	P T A連絡協議会
3		大塚 宏子	R元. 6. 1	お話ボランティア
4		唐木田 千栄子	R元. 6. 1	お話ボランティア
5		赤堀 久美子	R元. 6. 1	図書館利用団体
6		長谷川 登代	R元. 6. 1	社会教育委員の会議
7	家庭教育の向上に資する活動を行う者	堀越 正弘	R2. 6. 1	社会教育指導員
8	学識経験のある者	野口 武悟	R元. 6. 1	専門的知識を有する者
9		赤山 みほ	R元. 6. 1	専門的知識を有する者
10	公募に応じた者	三澤 秀雄	R元. 6. 1	公募

○守谷市図書館協議会設置条例

平成7年3月20日

条例第2号

(設置)

第1条 守谷市立図書館及び守谷市立図書館分室(以下「図書館等」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館等の運営に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館等の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応じた者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館等を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

協 議	頁 数
1 号	3